

# 安曇野市市民協働事業提案制度創設について

## 1 趣 旨

少子高齢が進み、人口減少など社会情勢が変化するとともに、市民のニーズや地域課題が多様化・高度化・複雑化し、また、地方分権の推進により、協働のまちづくりの推進が重要となってきています。特に、区、目的型活動団体（NPO 法人やボランティア団体）、企業や教育機関など（以下、「市民活動団体」という。）は、行政にはない独自のノウハウやネットワークにより、柔軟かつ迅速に地域課題に対応するなど、大きな役割を担っていただいております。

このことから、平成 26 年度から「安曇野市市民協働事業提案制度」を設け、市民主体による協働のまちづくりのさらなる推進を図ります。

## 2 提案事業の種類

市民活動団体から提案をいただく協働事業は、市民活動団体と市の役割及び責務の分担を明らかにしたうえで、両者が連携協力し、市内の地域課題を解決するために**平成27年度に実施**する次に掲げる事業とします。

### (1) 市民提案型協働事業

市の総合計画のうち実施計画（諸施策にかかわる具体的事業）に関わるものに対して、市民活動団体が主体的に企画提案する協働事業

### (2) 市提案型協働事業

市が市民活動団体と協働して実施したいテーマを公表し、これを基に市民活動団体が事業提案する協働事業

区分	要件等	
市民提案型協働事業	市総合計画のうち実施計画（諸施策にかかわる具体的な事業をいう。）に関わるもの	(1) 市総合計画基本構想に沿った内容であるもの (2) 公益的な事業であって、協働で実施することにより地域課題や行政課題の解決が図られ、具体的な施策として展開できるもの
市提案型協働事業	市が市民活動団体と協働して実施したいテーマに関するもの	(3) 提案した市民団体と市の役割分担が明確かつ妥当であるもの (4) 提案した市民団体が実施することが可能であるもの (5) 予算の見積もり等が適正であるもの (6) 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できるもの (7) 事業の開始から1年以内に完了するもの

## 3 提案団体の要件

協働事業を提案する団体（以下、「提案団体」という。）は、次の要件を満たす団体です。

- (1) 自主的な地域課題解決に係る活動により地域社会に貢献することを目的とした団体であって、営利を目的としないものであること。
- (2) 活動の拠点が市内にあること。

- (3) 5人以上で組織された団体であって、その構成員の過半数が市民であること。
- (4) 原則として1年以上継続して活動していること。
- (5) 組織の運営の関する会則等を有すること。
- (6) 提案しようとする事業を市と協働して実践できる能力を有していること。
- (7) 適正な会計処理が行われていること。

#### 4 事業に係る経費の負担

- (1) 市は、予算の範囲内で経費の負担を行います。
- (2) 事業の役割分担に応じて、提案者への一部委託も可能とします。

#### 5 平成 27 年度事業提案の受付

##### (1) 募集期間

平成 26 年 5 月 21 日（水）から平成 26 年 7 月 18 日（金）まで

##### (2) 提出方法

ア 郵送又は持参（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

イ 電子申請も可

##### (3) 提出先 安曇野市市民生活部地域づくり課

#### 6 平成 27 年度事業実施に係る流れ（平成 26 年度）

##### (1) 提案団体との協議及び調整を行います。（地域づくり課と関係する担当課）（7 月下旬）

##### (2) 事業提案の審査

①提案が要件を満たしているか、また協働事業に適するかどうかの審査を行います。（8 月中旬）

②審査の結果を提案団体の代表者に案内します。（8 月下旬）

##### (3) 協働事業の協定書の締結

提案団体の代表者及び市長により、事業実施についての基本的な事項、役割分担等を明示した協定を締結します。（8 月下旬）

##### (4) 事業の調整

事業提案について、連携・協働の範囲、具体的な手法、スケジュール等について協議・調整を行います。（9 月上旬）

##### (5) 事業に関わる予算化

市は、翌年度予算に協働事業実施に必要な予算を計上します。

##### (6) 事業の実施（平成 27 年度）

提案団体と市は、協定書に基づき、翌年度事業を実施します。

##### (7) 事業報告会及び公表（平成 27 年度）

提案団体の代表者は、市が開催する協働事業結果報告会において協働事業の内容について報告をしていただきます。

なお、協働事業について、市ホームページで公表します。